

家畜保健衛生所情報

令和3年10月27日

飼養衛生管理マニュアルの作成義務化へ！ 家畜伝染病予防法が改正されました

国内で豚熱（旧:豚コレラ）や高病原性鳥インフルエンザが続発する中、これら疾病を防ぎ、蔓延を防止するために、家畜伝染病予防法などの改正が行われました。（令和2年4月3日以降順次公布、施行されています。）

家畜を飼養されている皆様には、従来から『飼養衛生管理基準』を遵守していただいておりますが、さらに『飼養衛生管理マニュアル』の作成が義務付けられます。その期限は、豚及びイノシシは令和3年4月1日（すでに作成が義務化されています）、それ以外の家畜（牛、鶏、馬など）は令和4年2月1日となっており、**来年1月31日までには作成する必要がありますので、早めの準備**をお願いします。

「飼養衛生管理マニュアル」とは

農場の防疫や家畜の衛生管理を実効性のあるものとするために。。。

- 飼養衛生管理に関する作業の手順を明確化
- **作業手順書を作成**し、冊子や看板等による「見える化」を図ることによって周知徹底
- 農場に立ち入る全ての者が決められた適切な手順で作業を行う

家畜の所有者だけでなく、**農場に立ち入る関係者全員で、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止に努める**

※マニュアルには次ページに掲げる事項を規定する必要があります。
なお、ペットであっても1頭（1羽）から作成する必要があります。



「飼養衛生管理マニュアル」の内容

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

農場における円滑なマニュアル作成にあたっては、国が作成のマニュアル例をひな形として示していますので、写真を差し替えたりするなどして、各農場の実情に合わせて進めていってください。

参考：農林水産省ホームページ（飼養衛生管理基準について）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/



また、作成には獣医師等の専門家（担当の獣医師、家畜防疫員等）の意見を聞き、内容に反映させる必要があります。

ご不明な点は、家畜保健衛生所にご相談ください。

本情報に関するお問い合わせ、家畜の異常などがあれば、下記へご連絡ください。

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152
